

季節性のある業種における残業時間の集中に 対する対応策について

令和元年10月31日

1 季節性のある業種と時間外労働の上限規制

- 季節性のある業種は、特定の期間に時間外労働が集中するという問題がある。
このため、**季節性のある業種が多い農林水産省所管の業界団体**に対し、**時間外労働の実態や、時間外労働の上限規制への対応に向けた課題等についてヒアリングを実施**（詳細は別添参照）。

2 季節性のある業種における時間外労働の上限規制の遵守に向けた対応

- **ヒアリングにより把握した課題等を踏まえ、企業がとるべき対応策と行政の支援策を幅広い業種に周知**する（下図参照）。

ヒアリングにより把握した課題

需要時期の集中・偏り
(①, ②, ③, ⑤)

繁忙期の業務量に合わせた設備投資
や正規雇用は経営上困難
(③, ⑤)

機械化が困難
(手作業で行わざるを得ない業務がある)
(③, ④)

人手不足
(②, ③, ⑤)

企業がとるべき対応策

① 勤務体系の見直しに
取り組む (①, ④, ⑤)

② 業務のやり方・分担の
見直しに取り組む
(①, ④, ⑤)

③ 人手の確保に取り組む
(①, ②)

④ 人材の育成の取り組み
(①, ③, ④, ⑤)

⑤ 設備投資等による生産性
向上や業務効率化に取り
組む (①, ④, ⑤)

行政の支援策

① 働き方改革推進支援センターの利用
・1年単位等の変形労働時間制度の導入、
交代勤務制度の導入等をアドバイス
・業務のやり方・分担について現状・課題
等を把握した上で、具体的なアドバイスを
実施

② ハローワークの利用
・求人充足に向けたコンサルティング、
求職者への積極的な情報提供

③ 生産性向上人材育成センターの利用
相談受付、人材育成プランの提案、職業訓
練の実施など人材育成を一貫して支援
・人材開発支援助成金の活用

④ よろず支援拠点の利用
生産性向上などの経営上のあらゆる課題に
ついてアドバイス

⑤ 各種助成金・補助金の活用
生産性向上や業務効率化の取組に対して
資金を援助

**季節性のある業種が多い農林水産省所管
の業界団体に対するヒアリング結果と、
その結果を踏まえた対応**

1 季節性のある業種が多い農林水産省所管の業界団体に対するヒアリング

- 季節性のある業種（※）が多い農林水産省所管の業界団体に対し、時間外時間の実態や、時間外労働の上限規制への対応に向けた課題等についてヒアリングを実施

※ 菓子製造業（洋菓子）、飴菓子製造業・販売業（飴菓子（のど飴））、食品製造業（中華饅等）、パン製造業（パン・ケーキ）、生麺類製造業（そば、京うどん）・乾めん類製造業（機械製乾めん・手延べ干しめん類）、漬物製造業（京つけもの）、でん粉製造業（かんしょでん粉）、荒茶製造販売業務（茶）、椎茸加工業（干し椎茸）、食肉加工品製造業（ハム・ベーコン）

【注】（ ）内は取扱品目

2 ヒアリングにより把握した上限規制の適用に向けた課題と企業の取組・対応状況

○ 課題

「需要時期の集中や偏り」への対応が困難な課題が認められたところであり、時間外労働の上限規制を遵守していくためには、各企業においてこれらの課題に対応していく必要あり。

- ・ 繁忙期の業務量に合わせた設備投資や正規雇用は経営上困難
- ・ 機械化が困難（手作業で行わざるを得ない業務がある）
- ・ 人手不足により雇用の確保が困難

○ 企業の取組・対応状況

従業員の意識改革、人材の確保、機械化の推進などに取り組んでいるところもあるが、取組・対応を行うのが難しいというところが多い。

3 課題に対して企業がとるべき対応策

- 上記1のヒアリングにより把握した上記2の課題に対して、企業においては以下の対応を行っていくことが必要であり、課題解決のためには複数の対応を行うことが必要なケースもあり。

- ・ 勤務体系の見直しに取り組む
- ・ 業務のやり方・分担の見直しに取り組む
- ・ 人手の確保に取り組む
- ・ 人材の育成の取り組み
- ・ 生産性向上や業務効率化に取り組む

4 ヒアリングにより把握した変形労働時間制度と行政の支援策の活用の実態

○変形労働時間制度の活用状況

一部で活用されているが、「制度を知らない」や「知っているが使い方が分からない」との理由で活用されていないところが多い。

○支援策の活用状況

・各種相談機関※の活用状況

※ 働き方改革推進支援センター、労働基準監督署、ハローワーク、生産性向上人材育成センターなど

一部で活用されているが、ほとんどのところで活用されていない状況。

【活用されていない理由】 相談窓口があることを知らなかった、どこにどのように相談すればよいのは分からないなど。

・時間外労働の削減、人手不足、生産性向上などに向けた国・地方公共団体の各種助成金・補助金の活用状況

一部で活用されているが、ほとんどのところで活用されていない状況。

【活用されていない理由】 どのような助成金・補助金があるのかわからない、申請の仕方が分からないなど。

5 上記4を踏まえた今後の対応

○ 厚生労働省と農林水産省で連携して以下の取組を行っていく。

- 農林水産省から業界団体を通じて、企業に対して働き方改革推進支援センターや労働時間相談・支援班（労働基準監督署）が実施するセミナー・説明会への参加を勧奨し、企業がとるべき対応策と、変形労働時間制度の活用や時間外労働の縮減に向けた支援策について説明。
- 支援を必要としている企業※に対しては、働き方改革推進支援センターや労働基準監督署が、個別に訪問してアドバイスをを行うとともに、必要な場合はハローワーク、生産性向上人材育成センター、よろず支援拠点と連携して対応。

※ 農林水産省が業界団体を通じてアンケートを実施して支援が必要か否かを把握。

- また、需要時期の集中や偏りなどの課題に対応するため、企業がとるべき対応策と、変形労働時間制度の活用や時間外労働の縮減に向けた支援策について、厚生労働省と関係省庁が協力して周知を図る。

企業の取組・対応事例

①働き方改革推進支援センターの相談例

○時間外労働の上限規制への支援のみならず、労務管理上の様々な課題に対して支援を実施

【相談事例①】

長時間労働の是正や女性・若年者が活躍しやすい環境整備に向けた労務管理体制をどのように確立すればよいか。

【菓子製造業、約30名】

【相談事例②】

開業して3年目、業務は拡大を続けており、新たな雇用を予定している。今まで労務管理について独自に調べていたが、現在行っている労務管理全般について、適正に行われているか教えてほしい。【菓子製造業、約2名】

【相談事例③】

4月から始まっている年5日の年次有給休暇の時季指定について、まだ対応できていない。制度の確認と、どのように取り組んだらいいか。

【漬物製造業、約10名】

働き方改革推進支援センターの専門家による支援内容

働き方改革関連法の概要や、1年単位の変形労働時間制をはじめとした労働時間制度の仕組みを説明。労務管理上の課題について継続的に支援している。

法定労働時間の考え方や36協定届の方法等について説明を行った。また、新たに労働者の雇用に向けて、助成金の活用についても提案を行った。

法改正内容を説明の上、年次有給休暇管理簿の作成方法や計画的付与制度の活用など具体的な助言・支援を行っている。

②各種助成金・補助金の活用例

【活用事例①】

弁当製造における盛り付け時間について、配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率となっていたことから、助成金を活用して、ベルトコンベアを導入。

【食品製造販売業、約40名】

ベルトコンベアの導入により、弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。



【活用事例②】

麺製造時に一度の大量の仕込みができず、また生產品目切り替え時の釜の清掃時間に時間を要していたため、業務が非効率になっていたことから、助成金を活用して、新型の大容量釜を導入。

【食品製造販売業、約40名】

大型で生產品目の切り替え時に麺製造時の残り物が落ちやすい釜に切り替えたことで、一度に大量の仕込みが可能となり、作業の負担軽減・能率向上が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人員や時間を削減することができた。



【活用事例③】

もやし洗浄槽へのもやし投入作業について、従来はフォークリフト免許を持つ特定の社員にもやし投入作業の業務負担が偏っていたことから、助成金を活用して、もやし栽培枠の自動化を図るため、もやし栽培枠反転リフターを導入。

【食品製造販売業、約70名】

反転リフターの導入により、フォークリフト免許保有者に偏っていた作業が免許保有者以外でも可能となった結果、もやし製造業務の平準化が可能となり、生産性向上が高まった。

